



所得税などの確定申告は 税務署

所得税などの確定申告は、前年(令和7年1月1日～12月31日)の1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税などの額を計算し、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続きです。3月16日(月)までに、申告・納付をお願いします。

岡東村山税務署 ☎042(394)6811

確定申告書の作成・提出

ホームページで作成・提出 **3月16日(月)まで**

確定申告書等作成コーナー(右図QRコード)を利用すると、金額を入力するだけで自動計算により申告書を作成することができます。作成した申告書は、マイナンバーカード(右下図参照)と、パソコンにつなげるICカードリーダーまたはマイナンバー読み取り対応のスマートフォンを使用して提出できます。詳しくは、(右図)のご利用ガイド(作成の流れ)をご覧ください。



手書きで作成

確定申告書は、国税庁でダウンロードできるほか、東村山税務署で配布しています。

郵送で提出

作成した確定申告書を、東村山税務署へ送付
郵送先 〒189-8555 東村山市本町1-20-22 東村山税務署 宛

会場での作成・提出

◆申告書作成会場開設日

確定申告の申告期間中、申告書作成会場を開設しています。
2月16日(月)～3月16日(月)の平日 午前8時30分～午後4時(提出は午後5時まで)
岡東村山税務署

◆日曜日の申告書作成会場開設日

3月1日(日) 午前8時30分～午後4時
岡武蔵野税務署
※国税の領収、納税証明書の発行、電話での相談はできません。

一 共 通

マイナンバーカード(右下図参照)、スマートフォンまたはタブレット端末、源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類

⚠️ ご注意ください

- ◆確定申告会場への入場にはオンライン事前予約が必要
国税庁LINE公式アカウントを事前に友だち追加して手続きを行うことにより、事前予約ができます。当日、会場でも入場整理券を配付しますが、当日入場整理券の配付が終了しだい、事前予約の方以外の受付を締め切ります。詳しくは、国税庁をご覧ください。
- ◆ふるさと納税でワンストップ特例制度を利用した方へ
医療費控除などの各種控除を受けるために確定申告や市民税・都民税の申告をする場合、ふるさと納税のワンストップ特例分を含むすべての寄附金額を申告する必要があります。

福祉会館での税理士による無料申告相談

税理士に無料で相談のうえ、確定申告書を作成・提出することができます。
2月3日(火)～6日(金) 午前9時30分～午後3時30分 福祉会館3階第1～4集会室
年金受給者、給与所得者および小規模納税者

※小規模納税者とは、事業・不動産・雑所得の所得金額が300万円以下の方です。
※土地、建物、株式などの譲渡所得がある方は、税務署にご相談ください。

マイナンバーカード(右図参照)、スマートフォンまたはタブレット端末、源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類

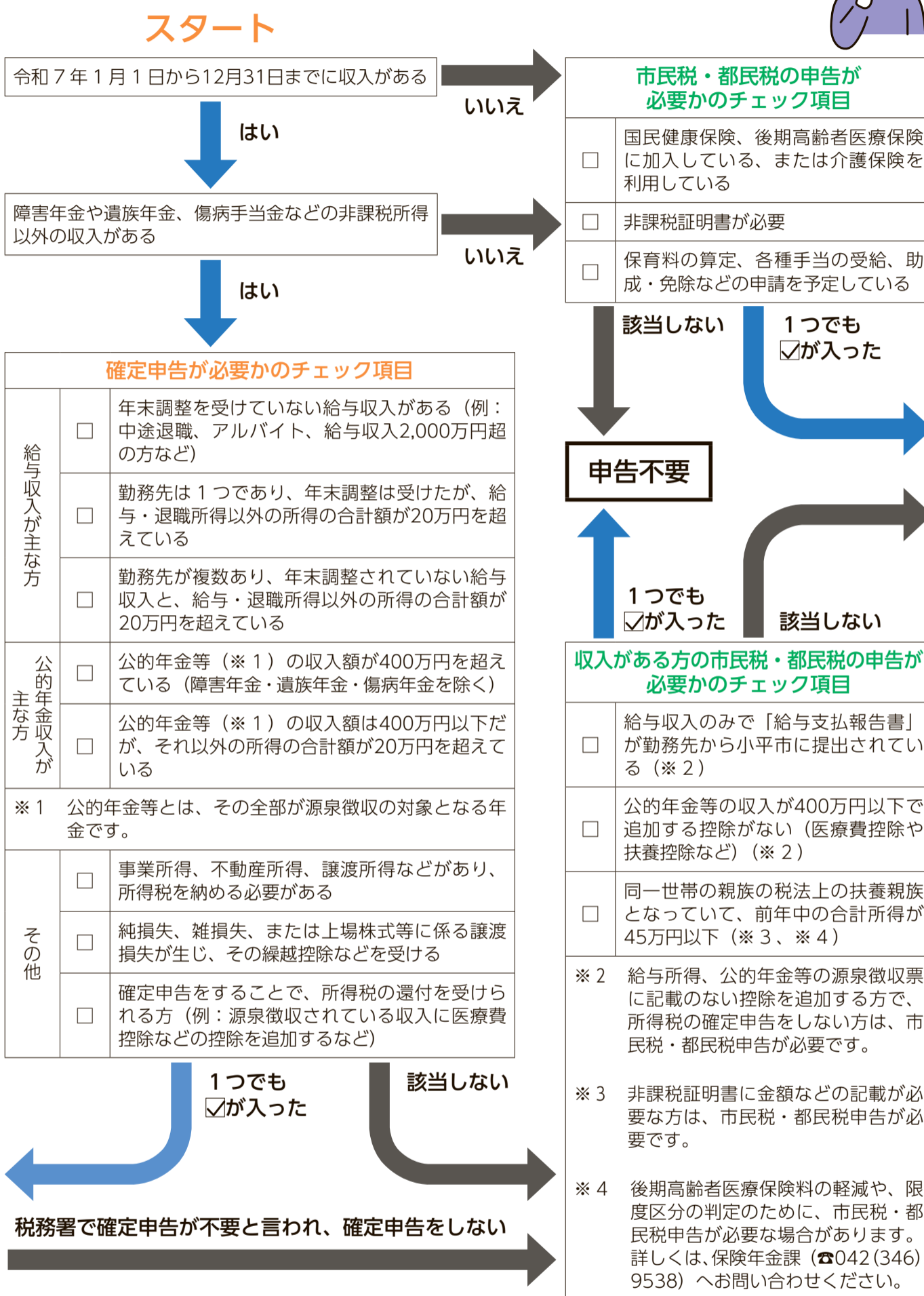
相談実施日の3日前の午後4時までに、申込み専用サイト(右図QRコード)へ
※電話での受付は行っていません。詳しくは、(右図QRコード)をご覧ください。

東京税理士会東村山支部

岡東村山税務署個人課税1部門 ☎042(394)6811 (自動音声で2番を選択)

税の申告のフローチャート

市民税・都民税申告や確定申告が必要かどうかは、前年の収入状況などによります。下図フローチャートを参考に、ご自身の収入状況などと照らし合わせ、ご確認ください。



税務署で確定申告が不要と言われ、確定申告をしない

マイナンバーカード利用時にはパスワードが必要です

マイナンバーカードを利用して確定申告書などを作成・提出する際には、以下のパスワードが必要です。

- ▷利用者証明用電子証明書(数字4桁)
- ▷署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)

パスワードが分からない場合は、再設定が必要です。小平市(右図QRコード)から再設定手続きの予約をしてください。



市民税・都民税の申告は 市役所

市民税・都民税(住民税)は、前年(令和7年1月1日～12月31日)の所得をもとに、令和8年1月1日現在に居住する市区町村で課税される税金で、所得税とは異なります。申告書は住民税の計算のための大切な資料となりますので、3月16日(月)までに、ご提出ください。

岡税務課市民税担当 ☎042(346)9522・9523

1 申告に必要なもの



- 1. 申告書**
昨年中に令和7年度市民税・都民税申告書を提出した方には、1月23日(金)に発送予定です。申告書がお手元のない方は、小平市(右下図QRコード)からダウンロードするか、お問い合わせください。
- 2. マイナンバーが分かるもの**
マイナンバーカードまたはマイナンバーの記載がある住民票の写しなど
- 3. 本人確認書類**
運転免許証、資格確認書、年金手帳などから1点
※市が送付した、フリガナ・住所・生年月日が印字された申告書を利用する場合、またはマイナンバーカードを提示する場合は、本人確認書類は不要です。
- 4. 前年中の収入状況が分かるもの**
給与または公的年金等の源泉徴収票
それ以外の所得のある方は収入金額と必要経費の分かる書類
- 5. 控除を受けるための必要書類**
▷社会保険料の領収書(国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療保険・介護保険など)
▷生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料の控除証明書
▷障害者手帳、障害者控除対象者認定書
▷医療費のお知らせ、医療費控除の明細書など
※申告書、申告の手引き、よくある質問など、詳しくは小平市をご覧ください。



2 申告の方法

郵送で提出



申告書に必要な事項を記入し、上記「申告に必要なもの」を添付して郵送してください(申告書を除き、写し(コピー)の提出をお願いします)。
※提出された書類の返却はできません。
郵送先 〒187-8701 小平市小川町2-1333 小平市役所 税務課市民税担当 宛

電子での作成・提出

市民税・都民税の電子申告

令和8年度(令和7年中の所得)の申告より、eTAX(地方税ポータルシステム)から、マイナンバーカードを利用して市民税・都民税に関する申告ができるようになりました。
詳しくは、小平市(右図QRコード)をご覧ください。



会場での提出

上記「申告に必要なもの」を全てそろえて、下記会場にお越しください。

とき	ところ
2月13日(金)までの平日 午前8時30分～午後5時	税務課(市役所2階)
2月16日(月)～3月16日(月)の平日 午前9時～11時30分 午後1時～4時	市役所2階201会議室
【臨時窓口】2月28日(土) 午前9時～11時30分	